（検討）

第十条　政府は、この法律の施行後三年ごとに、個人情報の保護に関する国際的動向、情報通信技術の進展、それに伴う個人情報を活用した新たな産業の創出及び発展の状況等を勘案し、新個人情報保護法の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正）

第十一条　個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十二条第三項中「ごとに」を「を目途として」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
文部科学大臣　萩生田光一
厚生労働大臣　加藤　勝信
経済産業大臣　梶山　弘志

公職選挙法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年六月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第四十五号

公職選挙法の一部を改正する法律

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第九十二条第一項中「町村の議会の議員の選挙の場合を除くほか、」を削り、第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九　町村の議会の議員の選挙　十五万円

第九十三条第一項各号列記以外の部分中「都道府県」を「地方公共団体」に改め、「、市の議会の議員又は長の選挙にあつては当該市に、町村長の選挙にあつては当該町村に、」を削り、同項第三号中「都道府県又は市」を「地方公共団体」に改める。

第百四十一条第八項中「都道府県の」を「地方公共団体の」に、「都道府県は、市の議会の議員又は長の選挙については市は、それぞれ」を「、地方公共団体は」に改める。

第百四十二条第一項第七号中「八百枚」の下に「、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会に届け出た二種類以内のビラ　千六百枚」を加え、同条第十一項中「都道府県の」を「地方公共団体の」に、「都道府県は、市の議会の議員又は長の選挙については市は、それぞれ」を「、地方公共団体は」に、「第六号」を「第七号」に改める。

第百四十三条第十五項中「都道府県の議会の議員及び」を「地方公共団体の議会の議員又は」に、「都道府県は、市の議会の議員及び長の選挙については市は、それぞれ」を「、地方公共団体は」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（適用区分）

2　この法律による改正後の公職選挙法の規定は、この法律の施行の日以後その期日を告示される町村の議会の議員又は長の選挙について適用し、この法律の施行の日の前日までにその期日を告示された町村の議会の議員又は長の選挙については、なお従前の例による。

総務大臣　高市　早苗
内閣総理大臣　安倍　晋三

復興庁設置法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和二年六月十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第四十六号

復興庁設置法等の一部を改正する法律

（復興庁設置法の一部改正）

第一条　復興庁設置法（平成二十三年法律第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第四号中「の求めに応じて」を「に対し」に改め、同項第五号中「、同法第七十七条第一項に規定する復興交付金事業計画に関すること、同法第七十八条第三項に規定する復興交付金の配分計画に関すること」を削り、「復興推進事業、」を「復興推進事業及び」に改め、「及び同法第七十八条第一項に規定する復興交付金事業等」を削り、同項第六号中「第四条第五号に規定する避難解除等区域の復興及び再生の推進」を「第七条第十四項に規定する福島復興再生計画の認定」に、「帰還環境整備事業計画」を「帰還・移住等環境整備事業計画」に、「帰還環境整備交付金の」を「帰還・移住等環境整備交付金の」に改め、「、同法第六十一条第九項に規定する産業復興再生計画の認定に関すること、同法第八十一条第六項に規定する重点推進計画の認定に関すること」を削り、「並びに」の下に「同法第七条第五項第一号に規定する産業復興再生事業、同条第七項第二号に規定する重点推進事業」を加え、「帰還環境整備交付金事業等」を「帰還・移住等環境整備交付金事業等及び」に改め、「及び同法第六十一条第二項第三号に規定する産業復興再生事業」を削る。

第十七条第四項中「次の表のとおりとする」を「政令で定める」に改め、同項の表を削る。

第二十一条中「平成三十三年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改める。

（東日本大震災復興特別区域法の一部改正）

第二条　東日本大震災復興特別区域法（平成二十三年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十六条」を「第八十四条」に、「第五章　復興交付金事業計画に係る特別の措置（第七十七条）　第一節　復興交付金事業計画の作成等（第七十七条―第八十四条）　第二節　復興交付金（第八十五条―第九十条）　第六章　雑則（第八十五条―第九十条）」を「第五章　雑則（第八十五条―第九十条）」に、「第七章」を「第六章」に改める。

第一条中「、復興交付金事業計画に係る復興交付金の交付」を削る。

第二条第二項中「区域」を「区域及び」に改め、「及び第七十七条第一項に規定する復興交付金事業計画の区域」を削り、同条第四項中「第二十八条まで、第三十三条及び第三十四条」を「第十九条まで、第二十一条から第二十八条まで及び第三十三条」に改める。

第三条第一項中「復興推進事業、」を「復興推進事業及び」に改め、「及び第七十八条第一項に規定する復興交付金事業等」を削る。

第四条第一項中「に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された同法第二条に規定する市町村の区域（政令で定めるものを除く。）又はこれに準ずる区域として政令で定めるもの（以下この項及び第四十六条第一項において「特定被災区域」という。）」を「からの復興に向けた取組を重点的に推進する必要があると認められる区域として政令で定めるもの」に、「特定被災区域内」を「当該政令で定める区域内」に改める。

第十九条第一項中「次条及び」を削り、同項第二号中「（次条において「被災者等」という。）」を削る。